

## 第 1 章 目 的

(目的)

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り広く知識を授けるとともに、深く専門の知識と技能とを教授研究し、人格の陶冶を図り、文化の創造発展と公共福祉の増進に貢献し得る人物を育成することを目的とする。

第 1 条の 2 本学は学校教育法第 109 条第 1 項に基づき、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行いその結果を公表する。

2 前項に関する事項は、北陸大学自己点検・評価規程に定める。

## 第 2 章 組 織

(組織)

第 2 条 本学に次の学部、学科を置き、その定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	編入学定員	収容定員
薬 学 部	薬 学 科	220人		1,320人
経 済 経 営 学 部	マネジメント学科	200人	3 年次 123人	1,046人
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	80人	3 年次 20人	360人
医 療 保 健 学 部	医 療 技 術 学 科	60人		240人

2 本学に、留学生別科を置く。

(1) 留学生別科の入学定員及び収容定員は 70 人とする。

(2) 留学生別科に関し必要な事項は、北陸大学留学生別科規程に定める。

(養成する人材)

第 2 条の 2 前条の学部、学科の人材養成の目的は、次のとおりとする。

(1) 薬学部 薬学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び高度な薬学の知識・技能を身につけ、臨床の現場で実践的な能力を発揮できる薬剤師を養成する。

(2) 経済経営学部

グローバルな視野と異文化への深い理解、高いコミュニケーション力により、世界の人々と自由闊達に意見交換し、現代社会に生起するさまざまな課題に的確に対応し、あるべき未来を自ら創造できる人間力あふれる人材を養成する。

・ マネジメント学科

国際的な視野での実務的マネジメント力を身につけ、かつ幅広い知識と教養及び外国語コミュニケーション力を備えた、地域社会と国際社会で活躍できる人材を養成する。

(3) 国際コミュニケーション学部

地域社会及び地域産業のグローバル化に貢献し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

・ 国際コミュニケーション学科

実践的な語学運用能力・コミュニケーション能力を基盤とし、世界の多様な価値観、及び日本そして地域の魅力と強みを理解し、世界と地域をつなぐことのできる語学力と国際感覚を持ったグローバル人材を養成する。

(4) 医療保健学部 医療技術学科

医療人としての倫理観、使命感、責任感及び臨床検査学、臨床工学の知識・技能を身につけ、日々進歩し続ける医療機器、医療技術の変化に対応し、チーム医療に積極的に関わることのできる医療技術者を養成する。

### 第 3 章 職員組織

(職員組織)

第 3 条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び一般職員を置く。ただし教育・研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教、又は助手を置かないことができる。必要に応じて、講師のほか非常勤の職員を置くことができる。

2 教育職員は、人格及び学識に優れ、明確な成果を挙げる教育力・指導力を有するものとする。その資格及び職務は、次のとおりとする。

- (1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 講師は、専攻分野について、教授又は准教授に準ずる、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識、能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、専攻分野について、知識及び能力を有する者であって、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

3 一般職員の職務等については、学校法人北陸大学事務組織規程に定める。

4 本学には第 1 項に定めるほか、副学長、学長補佐、学部長、学生部長、図書館長、教務委員長、学科長、留学生別科長、その他必要な職員を置くことができる。なお、資格及び職務等については、学校法人北陸大学運営規程に定める。

### 第 4 章 運営組織

(教学運営協議会)

第 4 条 本学が組織的・体系的に取り組む教育施策について審議するために、北陸大学教学運営協議会(以下「教学運営協議会」という。)を置く。

2 教学運営協議会の任務等必要な事項は、北陸大学教学運営協議会規程に定める。

(教授会)

第 5 条 本学の教育研究に関し、専門的な審議を行う機関として、教授会を置く。

2 教授会は、常勤の教授をもって構成する。

第 6 条 前条の教授会は、全学教授会及び学部教授会をいう。

(任務等)

第 7 条 教授会に関し必要な事項は、北陸大学教授会規程に定める。

### 第 5 章 学科課程及び履修方法

(学科課程、学科目の名称及び単位)

第 8 条 本学の学科課程、学科目の名称及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

別表〈省略〉

(単位計算の基準)

第 9 条 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって 1 単位とする。

2 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって 1 単位とする。

3 単位計算の基準に関する規程は、別に定める。

(修得すべき単位)

第10条 在学中に修得しなければならない学科目及び単位数は、次のとおりとする。

【薬学部】 〈省略〉

【未来創造学部】〈省略〉

【経済経営学部】〈省略〉

【国際コミュニケーション学部】〈省略〉

【医療保健学部】〈省略〉

(履修の認定)

第11条 履修科目修了の認定は、各種試験の評価を含む平素の成績によるものとする。

2 成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。

3 平素の成績評価及び試験に関する規程は、別に定める。

(他大学での履修及び単位認定の特例)

第12条 学長が教育上特に有益と認めるときは、学生にほかの大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)の授業科目を履修させることができる。

2 学長が教育上特に有益と認めるときは、前項の大学又は短期大学以外の文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなすことができる。

3 前2項の規定により学生が修得した授業科目の単位は、60単位をこえない範囲において、本学で修得したものとみなすことができる。

4 編入学及び転入学により本学入学前に修得した授業科目の単位は、本学で取得したものとみなすことができる。

(成績評価)

第13条 成績評価は、原則として100点を満点とした点数によって表示し、60点以上を合格とする。

(修業年限及び在学期間)

第14条 本学の修業年限は、次のとおりとする。

(1)薬学部 6年

(2)経済経営学部 4年

(3)国際コミュニケーション学部 4年

(4)医療保健学部 4年

2 在学期間は、薬学部にあつては12年、経済経営学部・国際コミュニケーション学部・医療保健学部にあつては8年をこえることができない。

(卒業)

第15条 前条第1項各号に定める修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、当該学生が在籍する学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第16条 学長は、前条により卒業を認定した者に、以下に定める学士の学位を授与する。

薬学部

薬学科 学士(薬学)

経済経営学部

マネジメント学科 学士(マネジメント学)

国際コミュニケーション学部

国際コミュニケーション学科 学士(文学)

医療保健学部

医療技術学科 学士(医療技術学)

2 学長は、学位授与の証明として、卒業証書・学位記を授与する。

## 第 6 章 入学、休学、復学、退学、編入学、転入学及び再入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、第31条に定める学年の始めとする。ただし、学長は必要に応じて第32条の定める学期の始めとすることができる。

(入学志願者の資格)

第18条 本学に入学を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程により12年の学校教育を修了した者、又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年間の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (7) 本学において、相当の年齢に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

2 第2条第1項に掲げる3年次に編入学することのできる者の資格は、別に定める。

(入学志願の手続)

第19条 入学志願者は、所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

2 入学志願の受付期間及び入学検定料は、別に定める。

(入学選考)

第20条 学長は、入学志願者に対して、学力、健康その他について選考のうえ、入学を許可する。

2 選考の方法および期日は、別に定める。

(休学)

第21条 疾病その他やむを得ない事由により、3カ月以上修学することができない者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。ただし、疾病のため休学しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、特別の事由があると認めたる者には、休学を命ずることがある。

3 休学の期間は、1年をこえることはできない。ただし、特別の事由がある場合に限り1年を限度として休学期間の延長を認めることがある。

4 休学の期間は、通算して4年をこえることはできない。

5 休学の期間は、第14条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人連署のうえ、学長に願出で、その許可を受けなければならない。ただし、疾病による休学者は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間が満了し、復学しようとするときも、前項と同様とする。

(退学)

第23条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、その事由を詳記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 次の各号の一に該当する者について、学長はこれを退学に処する。

- (1) 第14条第2項に定める在学期間をこえた者
- (2) 学部に第14条第2項に定める在学期間以外の定めがある場合、その在学期間をこえた者
- (3) 第21条第3項又は同条第4項に定める休学期間をこえてなお修学できない者
- (4) 授業料を納入せず、催告を受けても納付しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

(転学部・転学科)

第24条 本学の他の学部・学科へ転学部及び転学科を志願する者は、審査のうえ、学長がこれを許可することができる。

(転学)

第25条 他の大学を受験し、転学しようとする者は、その旨を記した保証人連署の願書を提出して、学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第26条 第2条第1項に定める編入学者のほか、本学に編入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に編入学を許可することができる。

(転入学)

第27条 他の大学から、本学へ転入学を志願する者は、欠員のある場合に限り、審査のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第28条 退学者が再入学を出願したときは、審議のうえ、学長が相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の再入学は、第23条第1項または第2項第3号乃至第5号により退学した者で、かつ退学の理由となった事情が解消されたと認められる場合に限るものとする。

3 退学者の再入学は、退学後3年以内の者に限る。

(入学手続)

第29条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人を定めて、所定の手続をとらなければならない。

2 前項の手続をしないときは、入学の許可を取り消すことができる。

(保証人)

第30条 保証人は、学生の学資支出の責任者である父母若しくは縁故者に限る。

## 第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第31条 学年は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(学期)

第32条 学年を2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。ただし、学長は、必要に応じて前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

(授業を行わない日)

第33条 授業を行わない日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学創立記念日 6月1日

(4) 夏休み、冬休み及び春休みは、学年ごとに定める

(5) 臨時に授業を行わない日が必要な場合は、その都度定める

2 授業を行わない日といえども、学長は、必要に応じて授業を命ずることができる。

## 第 8 章 学 費

(納付金)

第34条 入学金、授業料及びその他の学費は、別表2のとおりとする。

2 前項の納付金の納付方法及び期限は、別に定める。

(退学者等の納付金)

第35条 退学及び転学の場合には、その学期分の授業料を納付しなければならない。ただし、第23条第

2 項第 5 号及び同条同項第 6 号の退学の場合は、この限りでない。

2 休学を許可したときは、休学当月の翌月から復学当月の前月までの休学期間中の授業料を、月割計算により免除する。

(科目等履修生等の納付金)

第36条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生、及び専攻生の諸納付金の金額ならびに納付方法及び期限については、別に定める。

(納付金の還付)

第37条 既納の学費は、事由の如何にかかわらず還付しない。ただし、第35条第 1 項ただし書及び同条第 2 項の場合を除く。

(登学の停止等)

第38条 学費の納入を怠った者の処置については、第23条第 2 項第 4 号の場合を除き、別に定める。

## 第 9 章 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生

(科目等履修生・聴講生)

第39条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者は、審査のうえ、学長が科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生は、その履修科目について試験を受けることができる。試験に合格した者には、所定の単位を認定する。

第40条 本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の聴講を志願する者は、審査のうえ、学長が、聴講生として入学を許可することがある。

第41条 科目等履修生・聴講生の在学期間は、1 年以内とする。

(委託生)

第42条 公共団体その他の機関から本学の特定科目について修学を委託された者は、審査のうえ、学長が委託生として入学を許可することがある。

2 委託生の在学期間は、原則として1年以内とする。

(研修生)

第43条 大学を卒業した者で、特殊の事項について研修を志願する者は、審査のうえ、学長が研修生として入学を許可することがある。

第44条 研修生の在学期間は、2 年以内とする。

(専攻生)

第45条 特殊の事項につき精密な研究を志願する者は、審査のうえ、学長が専攻生として入学を許可することがある。

2 専攻生を志願することができる者については、別に定める。

第46条 専攻生の修業年限は、1 年とする。ただし、研究を継続しようとする者は、延期を指導教員を経て、学長に願い出ることができる。

(外国人特別学生)

第47条 (削除)

第48条 (削除)

(学則の準用)

第49条 科目等履修生・聴講生、委託生、研修生及び専攻生に対しても、特に定める場合を除いては、この学則を準用する。

## 第 10 章 賞 罰

(表彰)

第50条 学長は、学業成績が特に優秀な者又は学生の模範となる行為のあった者に対しては、これを表彰することがある。

(懲戒)

第51条 学長は、学則、諸規程及び法令等を守らず、学生の本分に悖る行為のあった者に、次の懲戒を行う。なお、懲戒に当たっては、「北陸大学学生懲戒規程」に従い行うものとする。

- (1) 訓告
- (2) 謹慎
- (3) 停学
- (4) 退学

2 退学は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められた者
- (2) 性行不良で、改善の見込みがないと認められた者
- (3) 正当の理由がなく引き続き1年以上欠席した者
- (4) 本学の秩序を乱し、学生としての本分に反した者

3 停学の期間は、第14条に規定する修業年限及び在学期間に算入する。ただし、停学の期間が3カ月をこえるときは、修業年限に算入しない。

## 第 11 章 公開講座

(公開講座)

第52条 本学は、随時公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

## 第 12 章 図書館

(図書館)

第53条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は、別に定める。

## 第 13 章 薬用植物園

(薬用植物園)

第54条 本学薬学部に、附属薬用植物園を置く。

2 附属薬用植物園に関する規程は、別に定める。

## 第 14 章 研究所及び附属研究施設

(研究所及び附属研究施設)

第55条 本学に研究所を置く。学部に、教育研究に必要な附属研究施設を置くことができる。

2 研究所及び附属研究施設に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 15 章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第56条 本学は、学生の福利をはかるため厚生保健の施設を設ける。

2 この施設についての規程は、別に定める。

## 第 16 章 教育職員免許状を得るための課程

(教職課程)

第57条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法その他の関係法規に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 教育職員免許状の取得に必要な授業科目及び単位数は別表3のとおりとし、その履修方法について必要な事項は別に定める。

(教育職員免許資格)

第58条 本学において取得できる教育職員免許状は、次に掲げるものとする。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
経 済 経 営 学 部	マ ネ ジ メ ン ト 学 科	中 学 校 教 諭 1種免許状	社会、保健体育
		高 等 学 校 教 諭 1種免許状	地理歴史、公民、保健体育
国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部	国 際 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 科	中 学 校 教 諭 1種免許状	英 語
		高 等 学 校 教 諭 1種免許状	

(履修方法)

第59条 単位の修得は、第5章学科課程および履修方法の規定を適用する。

## 第 17 章 学則の変更

(学則の変更)

第60条 この学則の変更は、全学教授会の議を経て、理事会がこれを決定する。

**附 則** (改正 平成29年2月22日 第13回全学教授会  
平成29年3月22日 第264回理事会決定)

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. 第8条、第34条及び第57条の別表の適用については、次のとおりとする。

	対 象	備 考	
第 8 条	別表1	・平成27年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
		・平成29年度及び平成30年度の未来創造学部編入学生	
別表1-(1)	・平成20年度から平成26年度の薬学部入学生	平成20年4月1日施行	
	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行	
	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部編入留学生		
別表1-(2)	・平成18年度及び平成19年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行	
	・平成22年度から平成27年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用	
第 38 条	別表2	・平成29年度以降の薬学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	
		・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	
		・平成29年度以降の医療保健学部入学生	
別表2-(1)	・平成18年度から平成28年度の薬学部入学生	平成18年4月1日施行	
	・平成18年度から平成28年度の未来創造学部入学生		
第 57 条	別表3	・平成29年度以降の国際コミュニケーション学部入学生	平成29年4月1日施行
		・平成29年度以降の経済経営学部入学生	平成29年4月1日施行
	別表3-(1)	・平成27年度及び平成28年度の未来創造学部入学生	平成27年4月1日施行
	別表3-(2)	・平成22年度から平成26年度の未来創造学部入学生	平成22年4月1日適用



3. 第10条に定める「在学中に履修しなければならない学科目及び単位数」は別表1の対象学生に適用する。

別表1〈省略〉

別表2

学費

(単位 円・年額)

学費	学部	薬学部	国際コミュニケーション学部	経済経営学部	医療保健学部
入 学 金		200,000	200,000	200,000	200,000
授 業 料		1,450,000	750,000	650,000	1,100,000
教 育 充 実 費		500,000	350,000	300,000	400,000
合 計		2,150,000	1,300,000	1,150,000	1,700,000

備考 1. 留学生の学費は減免することがある。

別表3 (経済経営学部 マネジメント学科)

教育職員免許状取得に関する修得単位数

免許教科	免許状の種類	教科に 関する科目	教職に 関する科目	※教科又は 教職に 関する科目
		免許状取得に必要な最低修得単位数		
社 会	中学校教諭 一種免許状	20	31	8
保健体育	中学校教諭 一種免許状		31	8
	高等学校教諭 一種免許状		23	16
地理歴史	高等学校教諭 一種免許状		23	16
公 民	高等学校教諭 一種免許状		23	16

備考 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」は「教科又は教職に関する科目」に算入される。

## 教職に関する学科目の名称及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		備 考
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	教育心理学概論I 教育心理学概論II	2 2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育制度論	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法 ・各教科の指導法  ・道徳の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	保健体育科教育法I	2	該当教科の指導法を履修。各教科の指導法科目より、中免は8単位、高免は6単位必修
		保健体育科教育法II	2	
		保健体育科教育法III	2	
		保健体育科教育法IV	2	
		中学社会科教育法I	2	
中学社会科教育法II		2		
中学・高校地理歴史教育法I		2		
中学・高校地理歴史教育法II		2		
中学・高校公民教育法I		2		
中学・高校公民教育法II		2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	2	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2	
教育実習		教育実習事前・事後指導 教育実習I 教育実習II	1 2 2	中免のみ必修
教職実践演習		教職実践演習(中・高)	2	

教科に関する学科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目	単位数	備考	
		授業科目			
経済経営学部 マネジメント学科	中一種免(社会)	日本史及び外国史	○日本史 日本近代史 日本現代史 アメリカ現代史 ヨーロッパ現代史 東アジア現代史 日本の伝統芸術 日本経済史 ○東洋史 ○西洋史	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		地理学 (地誌を含む。)	○人文地理概論I ○人文地理概論II ○自然地理I ○自然地理II ○地誌 観光地理学	2 2 2 2 2 2	
		「法学、政治学」	○法学入門I 法学入門II 刑法I 民法(総則) ○政治学I ○政治学II	2 2 2 2 2 2	
		「社会学、経済学」	○社会学 国際社会論 ○マクロ経済学 ○ミクロ経済学	2 2 2 2	
		「哲学、倫理学、宗教学」	哲学 倫理学 宗教学入門	2 2 2	1科目2単位以上 選択必修

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科に関する学科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
経済経営学部 マネジメント学科	中一種免・高一種免(保健体育)	体育実技	○スポーツ実習I ○スポーツ実習II ○スポーツ実習III ○スポーツ実習IV ○スポーツ実習V ○スポーツ実習VI ○スポーツ実習VII ○スポーツ実習VIII ○スポーツ実習IX	1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	○体育原理 ○運動・動作学 ○運動心理学 ○スポーツ法学研究 ○スポーツマネジメント ○スポーツ社会学 ○トレーニング論 ○アスリートサポート演習 ○スポーツ栄養学 ○コーチング学 ○指導実践II	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		生理学(運動生理学を含む。)	○生理学 ○運動生理学 ○生命科学	2 2 2	
		衛生学及び公衆衛生学	○衛生学 ○公衆衛生学 ○健康管理学	2 2 2	
		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	○学校保健 ○救急処置 ○性教育 ○発育発達論I ○発育発達論II	2 2 2 2 2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科に関する学科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
経済経営学部 マネジメント学科	高一種免(地理歴史)	日本史	○日本史 ○日本近代史 ○日本現代史 ○日本の伝統芸術 ○日本文化史 ○日本経済史	2 2 2 2 2 2	1科目2単位以上 選択必修
		外国史	○東洋史 ○西洋史 ○アメリカ現代史 ○ヨーロッパ現代史 ○東アジア現代史 ○国際関係史	2 2 2 2 2 2	2科目4単位以上 選択必修
		人文地理学及び自然地理学	○人文地理概論I ○人文地理概論II ○自然地理I ○自然地理II ○観光地理学	2 2 2 2 2	
		地誌	○地誌	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科に関する学科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
経済経営学部 マネジメント学科	高一種免(公民)	「法律学 (国際法を含む。)、 政治学 (国際政治を含む。)」	○法学入門I	2	2科目4単位以上 選択必修
			○法学入門II	2	
			刑法I	2	
			刑法II	2	
			民法(総則)	2	
			民法(契約)	2	
			民法(物権)	2	
			民法(債権I)	2	
			民法(債権II)	2	
			○政治学I	2	
○政治学II	2				
行政学	2				
「社会学、経済学 (国際経済を含む。)」	○社会学	2	1科目2単位以上 選択必修		
	国際社会論	2			
	○マクロ経済学	2			
	○ミクロ経済学	2			
	欧米経済論	2			
	国際経済学I	2			
	国際経済学II	2			
「哲学、倫理学、 宗教学、心理学」	哲学	2	1科目2単位以上 選択必修		
	倫理学	2			
	宗教学入門	2			

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教育職員免許法施行規則第66条の6に定められる科目

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目		備考
		授業科目	単位数	
経済経営学部 マネジメント学科	日本国憲法	憲法I	2	2単位以上
		憲法II	2	
	体育	スポーツ科学	2	2単位以上
		スポーツI	1	
		スポーツII	1	
		スポーツIII	1	
		スポーツIV	1	
	外国語コミュニケーション	イングリッシュコミュニケーションI	1	2単位以上
		イングリッシュコミュニケーションII	1	
		基礎中国語I	1	
基礎中国語II		1		
基礎中国語III		1		
基礎中国語IV		1		
情報機器の操作	情報処理入門	2		

別表3 (国際コミュニケーション学部 国際コミュニケーション学科)

教育職員免許状取得に関する修得単位数

免許教科	免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	※教科又は教職に関する科目
		免許状取得に必要な最低修得単位数		
英語	中学校教諭一種免許状	20	31	8
	高等学校教諭一種免許状		23	16

備考 最低修得単位数を超えて修得した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」は「教科又は教職に関する科目」に算入される。

教職に関する科目の名称及び単位数

免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設授業科目		備考
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修、サービス及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	○教職論	2	
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	○教育学概論	2	
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)	○教育心理学	2	
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	○教育社会学	2	
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	○教育課程論	2	
	・各教科の指導法	○英語科教育法I	2	
		○英語科教育法II	2	
		○英語科教育法III	2	
		○英語科教育法IV	2	
	・道徳の指導法	道徳教育論	2	中免のみ必修
・特別活動の指導法	○特別活動論	2		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	○生徒・進路指導論	2	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	○教育相談	2	
教育実習		○教育実習事前事後指導	1	中免のみ必修
		○教育実習I	2	
		教育実習II	2	
教職実践演習		○教職実践演習(中・高)	2	

○は免許状を取得する場合の必修科目

教科に関する科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
			授業科目	単位数	
国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科	中一種免・高一種免(英語)	英語学	○英語学概論 ○言語学入門 ○音声学 ○Basic Grammar I ○Basic Grammar II Advanced Grammar I Advanced Grammar II	2 2 2 1 1 1 1	
		英米文学	○英米文学史	2	
		英語コミュニケーション	○Basic Reading I ○Basic Reading II Advanced Reading I Advanced Reading II ○Basic Writing I ○Basic Writing II Advanced Writing I Advanced Writing II ○Practical Communication I ○Practical Communication II	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
		異文化理解	○英語圏の文化と社会 ○現代アメリカ論	2 2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科又は教職に関する科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考
		授業科目	単位数	
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	教科又は教職に関する科目	英語専門研究I 英語専門研究II 英語専門研究III 英語専門研究IV 道徳教育論	2 2 2 2 2 高免のみ適用

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目

教科又は教職に関する科目の名称及び単位数

学部・学科等	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考	
		授業科目	単位数		
国際コミュニケーション学部	国際コミュニケーション学科	日本国憲法	○日本国憲法	2	
		体育	スポーツI スポーツII スポーツIII スポーツIV スポーツ科学	1 1 1 1 2	これら5科目より 2科目必修
		外国語コミュニケーション	Basic Speaking I Basic Speaking I Advanced Speaking I Advanced Speaking II	1 1 1 1	これら4科目より 2科目必修
		情報機器の操作	○情報処理入門	2	

備考 ○は免許状を取得する場合の必修科目